

令和8年第1回定例会

議 案

令和8年2月20日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和8年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和8年2月20日

開会 : 午後3時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 管理者報告
- 日程第 4 議案第 1号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第 2号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第 9 議案第 6号 令和8年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第1号

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

下記の者を常総地方広域市町村圏事務組合監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

1 住 所

2 氏 名 きざわ まさゆき
 木澤 正 幸

3 生年月日

提 案 理 由

議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

現監査委員の下村文男氏が令和8年3月31日をもって辞職することから、後任の監査委員として木澤正幸氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

参考資料（議案第1号関係）

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

- 氏 名 きざわ まさゆき
 木澤 正 幸

 - 生年月日

 - 住 所

 - 略 歴 昭和50年 3月 茨城県立水海道第一高等学校卒業
 54年 3月 明治大学経営学部卒業
 54年 4月 守谷町役場 入庁
 平成19年 4月 守谷市役所 財政課課長
 22年 4月 // 総務部次長兼財政課課長
 23年 4月 // 生活経済部次長兼協働推進課課長
 24年 4月 // 保健福祉部次長兼社会福祉課課長
 27年 4月 // 保健福祉部長
 29年 3月 // 定年退職
 29年 4月～ // 保健福祉部社会福祉課勤務
 令和 4年 3月 (再任用職員)
 4年 4月～ 守谷市大野土地改良区勤務 現事務局長
- 現在に至る。

議案第 2 号

管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
について

管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年常総地方広域市町村圏事務組合条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年常総地方広域市町村圏事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 管理者等の組合に対する損害を賠償する責任は、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 管理者等の組合に対する損害を賠償する責任は、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p>

提 案 理 由

議案第 2 号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例について

地方自治法施行令が改正され、引用条項に変更が生じることから、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するものです。

施行日は、改正法の施行期日が「改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）」と定められているため、改正法の施行の日とするものです。

議案第3号

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月20日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあっては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメ</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあっては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメ</p>

メートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～9 (略)

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,700円を超えない範囲内において組合規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日で組合規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、7,050円を超えない範囲内において組合規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、23,500円を超えない範囲内において組合規則で定める月額^の宿日直手当を支給する。

3 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

メートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3～9 (略)

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務(次項の勤務を除く。)を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において組合規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の2分の1に相当する時間である日で組合規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、6,600円を超えない範囲内において組合規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、22,000円を超えない範囲内において組合規則で定める月額^の宿日直手当を支給する。

3 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 _____ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2

行政職給料表

職員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額						
定年		円	円	円	円	円	円	円

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と _____ と _____ する。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 _____ を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 _____ を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2

行政職給料表

職員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額						
定年		円	円	円	円	円	円	円

前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
外の	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100		9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200

38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		

75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700		
87	266,500	306,100	356,100		
88	266,800	306,400	356,500		
89	267,100	306,700	356,700		
90	267,400	307,000	357,100		
91	267,700	307,300	357,500		
92	268,000	307,600	357,900		
93	268,300	307,800	358,100		
94		308,000	358,400		
95		308,300	358,800		
96		308,700	359,100		
97		308,900	359,400		
98		309,200	359,800		
99		309,500	360,200		
100		309,900	360,600		
101		310,100	361,100		
102		310,400	361,500		
103		310,700	361,900		
104		311,000	362,300		
105		311,200	362,800		
106		311,500	363,200		
107		311,800	363,500		
108		312,100	363,800		
109		312,300	364,200		
110		312,600			
111		313,000			

75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			

112	313,300						
113	313,500						
114	313,700						
115	314,000						
116	314,400						
117	314,600						
118	314,800						
119	315,100						
120	315,400						
121	315,700						
122	315,900						
123	316,200						
124	316,500						
125	316,800						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700
	3	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400
	4	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000
		232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700

112	304,900						
113	305,100						
114	305,300						
115	305,600						
116	306,000						
117	306,200						
118	306,400						
119	306,700						
120	307,000						
121	307,400						
122	307,600						
123	307,900						
124	308,200						
125	308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100
	3	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800
	4	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500
		218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200

務職	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	務職	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700
員以	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	員以	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300
外の	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	外の	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900
職員	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	職員	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500		9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100		10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700		11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300		12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800		13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800		14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800		15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800		16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300		17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000		18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600		19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300		20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900		21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400		22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900		23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300		24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500		25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000		26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500		27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900		28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400		29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700		30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900		31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100		32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100		33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800		34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500		35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200		36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700		37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100		38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500		39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800		40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100		41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800

42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100
43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700
45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800	459,000	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	446,900
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100	459,300	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	447,200
76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300	459,500	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,400	428,600	447,500
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500	459,700	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,900	428,800	447,800
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800	460,000	78	297,400	313,200	333,900	381,600	419,400	429,100	448,100

79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500
86	312,500	331,200	355,900	398,800		
87	313,200	332,200	357,400	399,400		
88	313,900	333,200	358,800	400,000		
89	314,600	334,100	360,100	400,300		
90	315,300	335,400	361,300	400,800		
91	316,000	336,600	362,500	401,300		
92	316,700	337,800	363,800	401,800		
93	317,200	339,000	365,100	402,200		
94	318,100	340,300	366,600	402,600		
95	319,000	341,500	368,100	403,100		
96	319,800	342,700	369,500	403,600		
97	320,500	343,900	370,800	404,000		
98	321,400	345,200	372,000	404,500		
99	322,300	346,400	373,100	405,000		
100	323,200	347,600	374,300	405,400		
101	324,100	349,000	375,400	405,700		
102	325,100	349,900	376,500	406,100		
103	326,100	350,900	377,600	406,500		
104	327,000	352,000	378,700	406,800		
105	327,800	353,100	379,900	407,100		
106	328,400	354,200	380,400	407,600		
107	329,000	355,200	381,000	408,100		
108	329,600	356,200	381,600	408,600		
109	330,100	357,400	382,200	408,900		
110	330,600	358,400	382,700	409,400		
111	331,000	359,400	383,100	409,900		
112	331,500	360,300	383,600	410,400		
113	332,300	361,200	384,000	410,700		
114	332,900	362,100	384,400	411,200		
115	333,600	363,000	384,900	411,700		

79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800
86	302,500	321,000	345,500	387,800		
87	303,200	322,000	347,000	388,400		
88	303,900	323,000	348,400	389,000		
89	304,600	324,000	349,700	389,300		
90	305,400	325,300	350,900	389,800		
91	306,200	326,500	352,100	390,300		
92	306,900	327,700	353,400	390,800		
93	307,400	328,900	354,700	391,200		
94	308,300	330,200	356,200	391,600		
95	309,200	331,400	357,700	392,100		
96	310,000	332,600	359,100	392,600		
97	310,800	333,800	360,400	393,000		
98	311,800	335,100	361,600	393,500		
99	312,700	336,300	362,700	394,000		
100	313,600	337,500	363,900	394,500		
101	314,500	338,900	365,000	394,800		
102	315,500	339,800	366,100	395,200		
103	316,500	340,800	367,200	395,700		
104	317,400	341,900	368,300	396,000		
105	318,200	343,000	369,500	396,300		
106	318,800	344,100	370,000	396,800		
107	319,400	345,100	370,600	397,300		
108	320,000	346,100	371,200	397,800		
109	320,500	347,300	371,800	398,100		
110	321,000	348,300	372,300	398,600		
111	321,400	349,300	372,700	399,100		
112	321,900	350,200	373,200	399,600		
113	322,700	351,100	373,600	399,900		
114	323,400	352,000	374,000	400,400		
115	324,100	353,000	374,500	400,900		

116	334,200	364,000	385,400	412,200					116	324,700	354,000	375,000	401,400				
117	334,800	365,000	385,800	412,600					117	325,300	355,000	375,400	401,800				
118	335,500	365,400	386,300	413,100					118	326,000	355,400	375,900	402,300				
119	336,200	366,000	386,900	413,500					119	326,700	356,000	376,500	402,700				
120	336,900	366,600	387,400	414,000					120	327,500	356,600	377,000	403,200				
121	337,500	366,900	387,600	414,400					121	328,100	356,900	377,200	403,600				
122	337,800	367,300	388,100						122	328,400	357,300	377,700					
123	338,300	367,700	388,600						123	328,900	357,700	378,200					
124	338,800	368,100	389,000						124	329,400	358,100	378,600					
125	339,100	368,500	389,500						125	329,700	358,500	379,100					
126		368,900	390,000						126		358,900	379,600					
127		369,300	390,500						127		359,300	380,100					
128		369,700	391,000						128		359,700	380,600					
129		370,100	391,300						129		360,100	380,900					
130		370,500	391,800						130		360,500	381,400					
131		370,900	392,300						131		360,900	381,900					
132		371,300	392,800						132		361,300	382,400					
133		371,500	393,100						133		361,500	382,700					
134		372,000	393,600						134		362,000	383,200					
135		372,300	394,000						135		362,400	383,600					
136		372,600	394,400						136		362,700	384,000					
137		372,900	394,700						137		363,000	384,300					
138		373,300	395,100						138		363,400	384,800					
139		373,800	395,600						139		363,900	385,300					
140		374,300	396,100						140		364,400	385,800					
141		374,600	396,400						141		364,700	386,100					
142		375,100							142		365,200						
143		375,600							143		365,700						
144		376,100							144		366,200						
145		376,400							145		366,500						
定年前再任用短時間勤務員	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額												
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600		

備考 この表は、消防職員で管理者が定めるものに適用する。

備考 この表は、消防職員で管理者が定めるものに適用する。

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあっては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>アからシまで (略)</p> <p>ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 38,700円</u></p> <p>セ <u>使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円</u></p> <p>ソ <u>使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円</u></p> <p>タ <u>使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円</u></p> <p>チ <u>使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円</u></p> <p>ツ <u>使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円</u></p> <p>テ <u>使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円</u></p> <p>ト <u>使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあっては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>アからシまで (略)</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上_____である職員 38,700円</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員
66,400円

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で組合規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして組合規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。同号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

4～9 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25
_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については同項中「100分の126.2」とあるのは「100分の71.25」
_____とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

[新設]

(3) (略)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で組合規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして組合規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

4～9 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

(常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(給与の特例)		(給与の特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額(円)	号給	給料月額(円)
1	<u>405,000</u>	1	<u>392,000</u>

2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

2・3 (略)

第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額 (円)
1級	195,800
2級	242,000
3級	276,300
4級	309,800
5級	332,600
6級	366,800
7級	420,700

2 (略)

(給与条例の適用除外)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」する。

2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2・3 (略)

第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額 (円)
1級	183,500
2級	230,000
3級	265,300
4級	298,800
5級	321,300
6級	355,200
7級	408,300

2 (略)

(給与条例の適用除外)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号）第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と_____、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と_____する。

第4条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

提 案 理 由

議案第3号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例について

令和7年の人事院勧告による国の法律改正に準じ、官民格差を是正するため条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、給料月額、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを行うものです。

議案第 4 号

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
について

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和 5 2 年常総地方広域市町村
圏事務組合条例第 1 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 0 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸 修久

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「次の各号」を「次」に、「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改める。

第7条の2の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及

び第5条第1項の規定を準用する。

第11条第1項第3号及び第2項、第11条の2第1項第1号、第13条第3項並びに第17条の3中「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改める。

第18条第1項第1号中「次の各号」を「次」に、「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改める。

第22条の2中「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改める。

第23条第1項から第3項まで及び第5項ただし書中「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改め、同条第6項ただし書中「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条第7項中「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改める。

第29条の6中「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改める。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第31条の3第2項第1号ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第34条の3中「取り扱い」を「取扱い」に、「消防長」を「消防長又は消防署長」に改める。

第36条の2及び第42条の2中「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改める。

第42条の3第2項中「前条第1項の指定を」を「同項の指定を」に、「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改める。

第43条中「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改める。

第44条中「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改め、同条第6号の次に次の1号を加える。

（6）の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条、第45条の2第1項、第46条第1項及び第47条中「消防長（消防署長）」を「消防長又は消防署長」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次_____に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p>第7条の2 <u>簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のも</u></p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から<u>次の各号</u>に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。</p> <p>ア 別表第3の炉の項に掲げる距離</p> <p>イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離</p> <p>(2)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>[新設]</p>

のをいう。)に設ける放熱設備であつて、定格出力6
キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱
源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、
次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場
合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防
上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気
器具等の離隔距離に関する基準により得られる距
離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に
直ちにその熱源を遮断することができる手動及び
自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする
簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災
が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器
を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、
構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1
号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3ま
で、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)
及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサ
ウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をい
う。以下同じ。))の位置及び構造は、次に掲げる基準
によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に
直ちにその熱源を遮断することができる手動及び
自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、
構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1
号及び第10号から第12号までを除く。))の規定を準用
する。

(変電設備)

第11条 屋内における変電設備(全出力20キロワット
以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)
の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらな

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ
設備」という。))

_____の位置及び構造は、次に掲げる基準
によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備_____の温度が異常に上昇した場合に
直ちにその熱源を遮断することができる手動及び
自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備_____の位
置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項
第1号及び第10号から第12号までを除く。))の規定を
準用する。

(変電設備)

第11条 屋内における変電設備(全出力20キロワット
以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)
の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらな

ればならない。

(1)・(2) (略)

(3) 変電設備（消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

(3)の2～(10) (略)

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以

ればならない。

(1)・(2) (略)

(3) 変電設備（消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

(3)の2～(10) (略)

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 (略)

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上

上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 (略)

(基準の特例)

第17条の3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長又は消防署長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長又は消防署長が認める距離以上の距離を保

の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 (略)

(基準の特例)

第17条の3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長（消防署長）が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つ

つこと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2)～(13) (略)

2 (略)

(基準の特例)

第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長又は消防署長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、消防長又は消防署長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 前項の消防長又は消防署長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 第1項の消防長又は消防署長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防

こと。

ア 別表第3の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

(2)～(13) (略)

2 (略)

(基準の特例)

第22条の2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長(消防署長)が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(喫煙等)

第23条 次に掲げる場所で、消防長(消防署長)が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 前項の消防長(消防署長)が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 第1項の消防長(消防署長)が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長(消防署長)が火災予防上

上必要と認める措置

(2) (略)

4 (略)

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の該当階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長又は消防署長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

7 第1項の消防長又は消防署長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(基準の特例)

第29条の6 第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 常総地方広域市町村圏事務組合（以下この項において「組合」という。）は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機

必要と認める措置

(2) (略)

4 (略)

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の該当階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長（消防署長）が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りではない。

7 第1項の消防長（消防署長）の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(基準の特例)

第29条の6 第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長（消防署長）が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 常総地方広域市町村圏事務組合（以下この項において「組合」という。）は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機

第36条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長又は消防署長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(指定催しの指定)

第42条の2 消防長又は消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長又は消防署長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長又は消防署長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 (略)

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を 受けた場合にあつては、消防長又は消防署長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長又は消防署長に提出しなければならない。

(防火対象物の使用開始の届出等)

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第36条の2 前2条の規定の全部又は一部は、消防長（消防署長）が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(指定催しの指定)

第42条の2 消防長（消防署長）は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長（消防署長）は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長（消防署長）は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 (略)

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を 受けた場合にあつては、消防長（消防署長）が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長（消防署長）に提出しなければならない。

(防火対象物の使用開始の届出等)

第43条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(指定^{とう}洞道等の届出)

第45条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された^{とう}洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする^{ずい}隧道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長又は消防署長が指定したもの(以下「指定^{とう}洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取り扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

[新設]

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(指定^{とう}洞道等の届出)

第45条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された^{とう}洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする^{ずい}隧道に限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長(消防署長)が指定したもの(以下「指定^{とう}洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取り扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の

1 以上) 指定数量未満の危険物及び別表第 8 で定める数量の 5 倍以上 (再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上) の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 (略)

(タンクの水張検査等)

第 4 7 条 消防長又は消防署長は、前条第 1 項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査 (以下「水張検査等」という。)を行うことができる。

2 消防長又は消防署長は、水張検査等を行った結果、前項に規定するタンクが第 31 条の 4 から第 31 条の 6 まで又は第 33 条に規定する技術上の基準に適合すると認めるときは、水張検査等の申出をした者にタンク検査済証の交付をするものとする。

1 以上) 指定数量未満の危険物及び別表第 8 で定める数量の 5 倍以上 (再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上) の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長 (消防署長)に届け出なければならない。

2 (略)

(タンクの水張検査等)

第 4 7 条 消防長 (消防署長)は、前条第 1 項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査 (以下「水張検査等」という。)を行うことができる。

2 消防長 (消防署長)は、水張検査等を行った結果、前項に規定するタンクが第 31 条の 4 から第 31 条の 6 まで又は第 33 条に規定する技術上の基準に適合すると認めるときは、水張検査等の申出をした者にタンク検査済証の交付をするものとする。

提 案 理 由

議案第 4 号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件が令和 7 年 1 1 月 1 2 日に公布されたことに伴い、常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正するものです。

議案第5号

令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第5号)

令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれを36,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,334,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月20日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管 理 者 松 丸 修 久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
7 組 合 債		475,200	△ 36,700	438,500
	1 組 合 債	475,200	△ 36,700	438,500
歳 入	合 計	8,371,604	△ 36,700	8,334,904

2 歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		125,813	△ 8,832	116,981
	1 社 会 福 祉 費	125,813	△ 8,832	116,981
4 衛 生 費		2,899,224	4,472	2,903,696
	1 清 掃 費	2,899,224	4,472	2,903,696
6 消 防 費		3,334,813	△ 15,929	3,318,884
	1 消 防 費	3,334,813	△ 15,929	3,318,884
8 予 備 費		250,571	△ 16,411	234,160
	1 予 備 費	250,571	△ 16,411	234,160
歳 出	合 計	8,371,604	△ 36,700	8,334,904

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4	衛生費	ごみ処理施設基本構想策定委託	3,905
6	消防費	(仮称)みらい平消防署建設事業基本・実施設設計	35,548
6	消防費	(仮称)みらい平消防署水槽車新規AVM・車載無線機SI費用	5,958
6	消防費	守谷消防署他6署所防犯カメラ設置工事	2,462
6	消防費	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入事業	78,339
6	消防費	災害対応特殊水槽車購入事業	86,850
6	消防費	防災情報ネットワークシステム(衛星通信設備)更新事業負担金	11,207
6	消防費	大型自動車免許取得補助事業	750

第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
屋根・外壁改修事業債	82,400	<p>3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れられる政府資金について、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)</p> <p>政府資金については、その融資条件による。その他の場合は、債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により繰上償還又は、低利償に借換えすることができ。</p>	79,000	<p>5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れられる政府資金について、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)</p> <p>補正前に同じ</p>
駐車場整備事業債	15,300		12,400	
災害対応特殊水槽車購入事業債	88,200		86,400	
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入事業債	49,000		47,500	
消防ポンプ自動車購入事業債	51,400		49,100	
救急自動車購入事業債	43,300		37,500	
守谷消防署南谷出張所庁舎改修事業債	76,700		70,500	
(仮称)みらい平消防署建設事業債	37,300		25,500	
守谷消防署非常用発電設備更新事業債	5,400		4,400	

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
7 組 合 債	475,200	△ 36,700	438,500
歳 入 合 計	8,371,604	△ 36,700	8,334,904

(単位 千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債		その他
3 民 生 費	125,813	△ 8,832	116,981	0	△ 6,300	0	△ 2,532
4 衛 生 費	2,899,224	4,472	2,903,696	0	0	0	4,472
6 消 防 費	3,334,813	△ 15,929	3,318,884	0	△ 30,400	0	14,471
8 予 備 費	250,571	△ 16,411	234,160	0	0	0	△ 16,411
歳 出 合 計	8,371,604	△ 36,700	8,334,904	0	△ 36,700	0	0

(単位 千円)

2 歳入

(款)7 組合債 (項)1 組合債

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民 生 債	97,700	△ 6,300	91,400	1 民 生 債	△ 6,300	屋根・外壁等改修事業債 △ 3,400 駐車場整備事業債 △ 2,900
2 消 防 債	377,500	△ 30,400	347,100	1 消 防 債	△ 30,400	消防ポンプ自動車購入事業債 △ 2,300 守谷消防署南守出張所庁舎改修事業債 △ 6,200 (仮称)みらい平消防署建設事業債 △ 11,800 災害対応特殊水槽車購入事業債 △ 1,800 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入 事業債 △ 1,500 救急自動車購入事業債 △ 5,800 守谷消防署非常用発電設備更新事業債 △ 1,000
計	475,200	△ 36,700	438,500			

3 歳出

(款)3 民生費 (項)1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		節		説明
				特 定 財 源	地方 債	その他	一般財源	区 分	金 額		
										国県支出金	
1 障害者福祉費	125,813	△ 8,832	116,981	0	△ 6,300	0	△ 2,532	12 委託料	△ 22	設計監理委託料 屋根・外壁等改修工事監理業務委託	△ 22
計	125,813	△ 8,832	116,981	0	△ 6,300	0	△ 2,532	14 工事請負費	△ 8,810	屋根・外壁等改修工事 駐車場整備工事	△ 5,203 △ 3,607

(款)4 衛生費 (項)1 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		節		説明
				特 定 財 源	地方 債	その他	一般財源	区 分	金 額		
										国県支出金	
1 環境浄化費	2,896,776	4,472	2,901,248	0	0	0	4,472	2 給料	703	一般職給	703
								3 職員手当等	575	地域手当 期末手当 勤勉手当	70 226 199
								4 共済費	169	退職手当負担金 共済組合負担金	80 169
計	2,899,224	4,472	2,903,696	0	0	0	4,472	12 委託料	3,025	ごみ処理施設基本構想 策定委託料	3,025

(単位 千円)

(款)6 消防費 (項)1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明				
				特 定 財 源	財源				区 分	金 額		
					国 県 支 出 金	地 方 債					其 他	
1 消防 総務費	2,810,844	19,316	2,830,160	0	0	0	19,316	一般財源	2 給料	10,558	一般職給	10,558
2 消防 施設費	523,969	△ 35,245	488,724	0	△ 30,400	0	△ 4,845		3 職員手 当等	8,758	地域手当 期末手当 勤勉手当	860 5,706 2,192
									10 需用費	△ 1,321	修繕料	△ 1,321
									12 委託料	△ 16,360	守谷消防署非常用発電設備修繕 設計監理委託料 ・(仮称)みらい平消防署建設事業基 本・実施設計	△ 16,360
計	3,334,813	△ 15,929	3,318,884	0	△ 30,400	0	14,471		14 工事請 負費	△ 6,929	・南守谷出張所改修工事施工監理 守谷消防署南守谷出張所庁舎改修 工事	△ 6,929
									17 備 品 購 入 費	△ 10,635	車両購入費 ・水槽付消防ポンプ自動車 ・消防ポンプ自動車 ・高規格救急自動車 ・消防広報車 ・災害対応特殊小型動力ポンプ付水 槽車	△ 1,641 △ 1,783 △ 5,258 △ 166 △ 1,787

(款)8 予備費 (項)1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明				
				特 定 財 源	財源				区 分	金 額		
					国 県 支 出 金	地 方 債					其 他	
1 予備費	250,571	△ 16,411	234,160	0	0	0	△ 16,411	一般財源		△ 16,411	共通分 消防分	△ 1,940 △ 14,471
計	250,571	△ 16,411	234,160	0	0	0	△ 16,411					

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与					合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費			
補 正 後	(10) 297	1,250	1,199,385	1,105,344	2,305,979	425,827	2,731,806	
補 正 前	(11) 305	1,250	1,188,124	1,096,011	2,285,385	425,658	2,711,043	
比 較	(△ 1) △ 8	0	11,261	9,333	20,594	169	20,763	

(単位 千円)

() 書きは、短時間勤務職員の数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	勤 住 手 当	居 住 手 当	時 間 手 当	外 出 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 手 当	未 当 手 当	勤 働 手 当	勉 勵 手 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	退 職 手 当 負 担 金	
																			合 計
補正後		26,220	35,700	126,504	23,150	19,468	53,740	3	291,659	242,086	17,106	70,419	26,216	173,073					
補正前		26,220	35,700	125,574	23,150	19,468	53,740	3	285,727	239,695	17,106	70,419	26,216	172,993					
比 較		0	0	930	0	0	0	0	5,932	2,391	0	0	0	0					80

(単位 千円)

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与					合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費			
補 正 後	(9) 296	0	1,199,385	1,105,344	2,304,729	425,673	2,730,402	
補 正 前	(10) 305	0	1,188,124	1,096,011	2,284,135	425,504	2,709,639	
比 較	(△ 1) △ 9	0	11,261	9,333	20,594	169	20,763	

() 書きは、短時間勤務職員の数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 手 当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	勤 住 手 当	居 住 手 当	時 間 手 当	外 出 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 手 当	未 当 手 当	勤 働 手 当	勉 勵 手 当	特 殊 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	退 職 手 当 負 担 金	
																			合 計
補正後		26,220	35,700	126,504	23,150	19,468	53,740	3	291,513	241,981	17,106	70,419	26,216	173,073					
補正前		26,220	35,700	125,574	23,150	19,468	53,740	3	285,581	239,590	17,106	70,419	26,216	172,993					
比 較		0	0	930	0	0	0	0	5,932	2,391	0	0	0	0					80

(単位 千円)

イ 会計年度任用職員 (単位 千円)

区分	職員数 (人)	給			与			合計	備考
		報酬	給料	職員手当	費	共済費			
補正後	(1) 1	1,250	0	0	1,250	154	1,404		
補正前	(1) 1	1,250	0	0	1,250	154	1,404		
比較	(0) 0	0	0	0	0	0	0		

()書きは、短時間勤務職員の数

職員手当 の内訳	区分	管理	扶	養	地	域	通	勤	住	居	時	間	外	管	理	職	務	特	別	期	未	勤	勉	特	休	夜	勤	退	職	手	当
		手	手	当	手	当	手	手	手	当	当	手	手	当	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手
補正後																					146	105									
補正前																					146	105									
比較																					0	0									

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区分	増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
給料	11,261	1	11,261	人事異動等による	
職員手当	9,333	1	9,333	人事異動等による	

提 案 理 由

議案第5号 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算 (第5号) について

令和7年度一般会計補正予算(第5号)については、歳入歳出それぞれ3,670万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ83億3,490万4千円とするものです。

歳入では、事業費の確定に伴い組合債を減額し、歳出では、事業費確定による減額のほか、人事院勧告に基づく給与改定による人件費の増額、整備方式の追加検討に関連するごみ処理施設基本構想策定委託料を増額するものです。

また、併せて地方債の限度額を減額変更するとともに、年度内の予算執行が難しい事業について繰越明許費を追加するものです。

提 案 理 由

議案第6号 令和8年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

令和8年度一般会計予算は、歳入歳出総額93億7,567万9千円で、前年度と比較して、12億5,690万6千円、15.5%の増額であります。

歳入は、分担金及び負担金が歳入総額の76%を占めており、資源化施設火災の影響による不燃ごみ外部搬出委託の継続や（仮称）みらい平消防署建設事業の着工などにより1億6,030万4千円の増額となります。

また、組合債においては資源化施設の復旧事業、（仮称）みらい平消防署建設事業及び野球場改修事業など事業の増加に伴い11億円の大幅な増額となります。その他、国庫支出金は3,440万6千円の増額、繰越金は共通分繰越金の減少により6,400万円の減額となります。

歳出は、総額に対し衛生費が41%、消防費が41.5%を占めております。

増額の主なものは、人件費が人事院勧告に基づく制度改正などに伴い1億362万円の増額、物件費では不燃ごみの外部搬出に伴う委託料の増加などから2億6,313万1千円の増額、普通建設事業費では資源化施設復旧事業などの事業の増加により12億9,489万4千円の増額となります。